

2013年5月31日 全17頁

銀行等の大口信用供与等規制の見直し（案）

【銀行法改正法案】公募社債も「信用供与等」としてカウントへ

金融調査部 研究員
鈴木利光

[要約]

- 2013年4月16日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」（金商法等改正法案）が国会に提出された。金商法等改正法案には、銀行等による資本性資金の供給強化等を目的とした、銀行法の一部を改正する法案（銀行法改正法案）が含まれている。
- 銀行法改正法案には、銀行等に対する大口信用供与等規制の見直し（案）が提示されている。
- 見直し（案）では、規制の実効性を確保すべく、名義分割や迂回融資等による規制の潜脱を防止するための規定を設けている。
- また、我が国では、インターバンク取引（コールローン等）、金融機関預け金（預金）、コミットメントラインの融資未実行残高、デリバティブ取引の信用リスク相当額、公募社債等は規制対象外となっているが、見直し（案）はこれらを原則として規制対象としている。
- さらに、我が国では、受信側がグループの場合、信用供与等の限度額（自己資本の額に対する割合）は「40%」となっているが、見直し（案）はこれを国際的な標準である「25%」に引き下げている。
- そして、我が国では、受信側グループの合算範囲を議決権 50%超の形式的支配関係で判断しているが、見直し（案）はこれを議決権による支配的關係に加えて経済的な相互関連性（実質支配力基準）に基づき判断することとしている。
- 見直し（案）のうち、大口信用供与等規制の潜脱防止部分（規制の実効性確保）については、公布日から20日を経過した日から施行される予定である。それ以外の部分については、公布日から1年6ヶ月以内で政令で定める日から施行される予定である。

[目次]

■ 1. はじめに	2
■ 2. 大口信用供与等規制の見直し（案）の概要	3
■ 3. 施行スケジュール	9
■ 【付属資料】 現行の大口信用供与等規制の概要	10

1. はじめに

2013年4月16日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」（以下、「金商法等改正法案」）が国会に提出された¹。

金商法等改正法案には、銀行等による資本性資金の供給強化等を目的とした、銀行法の一部を改正する法案（以下、「銀行法改正法案」）が含まれている。

我が国では、銀行等²に対して、特定の企業・グループ（以下、「同一人」）に対する貸出等の信用供与等が銀行等の自己資本の一定割合を超えることを禁止している（いわゆる大口信用供与等規制）。

2013年1月に公表された金融審議会「金融システム等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」（以下、「WG」）による報告書、「金融システム安定等に資する銀行規制等の見直しについて」（以下、「WG報告」）³では、この大口信用供与等規制の見直しが提案されている。

見直しを要する理由として、WG報告は、「我が国の大口信用供与等規制は、デリバティブの発達など金融技術の普及・高度化、複数の取引主体が絡む取引の複雑化、M&Aや事業提携などによるグループ構造の多様化・複雑化に対応しきれていないのではないかとの問題がある。同様の問題意識から、2012年8月に公表されたIMFが実施した我が国の金融部門評価プログラム（FSAP：Financial Sector Assessment Program）のレポートにおいて、我が国の大口信用供与等規制はMNC（Materially noncompliant：著しい程度で不遵守）と評価されている」点を挙げている。

WG報告における大口信用供与等規制の見直し（案）の一部は、銀行法改正法案に反映されている。

そこで、本稿では、銀行法改正法案のうち、大口信用供与等規制の見直し（案）の内容を紹介する（我が国における現行の大口信用供与等規制の概要については、本稿末尾の付属資料を参照されたい）。

¹ 金商法等改正法案の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「インサイダー、破綻処理などに関する金商法等改正法案の概要」（横山淳）[2013年4月19日]
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130419_007069.html

² 本稿では、銀行及び銀行グループ、そして銀行持株会社グループをいうこととする。

³ 金融庁ウェブサイト参照 http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20130128-1.html

2. 大口信用供与等規制の見直し（案）の概要

(1) 大口信用供与等規制に係る銀行法改正法案

最初に、大口信用供与等規制の根幹を定める銀行法 13 条に係る銀行法改正法案を新旧対照表で提示する（下線部が実質的な変更箇所）⁴。

改正案	現行
<p>(同一人に対する信用の供与等)</p> <p>第十三条</p> <p>銀行の同一人（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（信用の供与又は出資、<u>信用の供与又は出資に相当するものを含む。</u>）として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の額は、政令で定める区分ごとに、当該銀行の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割（二以上の株式会社又は合同会社が共同してする新設分割をいう。第十六条の三第四項第四号及び第五十二条の二十二第一項において同じ。）若しくは吸収分割をし、又は事業を譲り受けたことにより銀行の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>(同一人に対する信用の供与等)</p> <p>第十三条</p> <p>銀行の同一人（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（信用の供与又は出資として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の額は、政令で定める区分ごとに、当該銀行の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割（二以上の株式会社又は合同会社が共同してする新設分割をいう。第十六条の三第四項第四号及び第五十二条の二十二第一項において同じ。）若しくは吸収分割をし、又は事業を譲り受けたことにより銀行の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。</p>
<u>(2 項省略)</u>	
<p>3 前二項の規定は、<u>次に掲げる信用の供与等については、適用しない。</u></p> <p>一 国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等</p> <p>二 <u>信用の供与等を行う銀行又はその子会社等と実質</u></p>	<p>3 前二項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等については、適用しない。</p>

⁴ 本稿では割愛するが、銀行持株会社に係る大口信用供与等規制の根幹を定める銀行法 52 条の 22 についても、同 13 条の改正案とほぼ同様の改正案が提案されている（銀行法改正法案 52 条の 22 参照）。

<u>的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等</u>	
(4 項省略)	
<u>5 ใดなる名義をもつてするかを問わず、又はใดなる方法をもつてするかを問わず、銀行又はその子会社等が第一項本文又は第二項前段の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行つた場合であつて、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、当該信用の供与等は、銀行又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等として、これらの規定を適用する。</u>	(新設)
(6 項 (現行 5 項) 省略)	

(出所) 銀行法改正法案より作成

銀行法改正法案 13 条 1 項の加筆部分は、大口信用供与等規制の対象となる「信用供与等」の範囲の拡大を示唆している (後記 (4) 参照)。

銀行法改正法案 13 条 3 項 2 号の新設は、原則として (現状は規制対象外とされている) インターバンク取引や金融機関預け金を規制対象とする一方で、一定のものについては (現状どおり) 適用除外とする旨示唆している (後記 (4) ②参照)。

銀行法改正法案 13 条 5 項の新設は、大口信用供与等規制の潜脱を防止することを目的としている (後記 (3) 参照)。

(2) 見直し (案) の概観

金融庁は、前記 (1) の銀行法改正法案を踏まえた大口信用供与等規制の見直し (案) の概観を、図表 1 のように提示している。

図表 1 見直し（案）の概観

1. 規制の実効性確保

名義分割や迂回融資等による規制の潜脱を防止するための規定を設ける。

2. その他国際基準に合わせた規制の見直し

	我が国の規制	(参考)国際基準
信用供与等の範囲	銀行間取引(コールローン、預け金等)、コミットメントライン、デリバティブ取引、公募社債等は適用除外 ⇒ 原則、規制対象とする	原則、オン・バランス、オフ・バランスの全ての取引が規制対象
信用供与等の限度額(受信者グループ)	銀行(グループ)の自己資本の40% ⇒ 25%	銀行(グループ)の自己資本の25%
受信側グループの範囲	受信者及びその子会社・親会社・兄弟会社(議決権50%超の形式的支配関係で判断) ⇒ 議決権による支配関係のほか、経済的な相互関連性(実質支配力基準)に基づき判断	議決権による支配関係のほか、経済的な相互関連性に基づき判断

(出所) 金融庁「金融商品取引法等の一部を改正する法律案に係る説明資料」
(<http://www.fsa.go.jp/common/diet/183/setsume1.pdf>)

以下、図表 1 で掲げられている項目を説明する。

前提として、大口信用供与等規制の具体的な内容の多くは、銀行法ではなく、銀行法施行令及び銀行法施行規則に定めがある。銀行法改正法案では、これらの政令・府令の定めを具体的にどのように改正するかは示されていない点に留意されたい。

図表 1 で掲げられている項目でいうと、「1. 規制の実効性確保」(後記 (3) 参照)に係る見直し(案)は銀行法改正法案に定めがあるものの、「2. その他国際基準に合わせた規制の見直し」(後記 (4) (5) (6) 参照)に係る見直し(案)は銀行法改正法案に定めがない(政令・府令の改正案を待つ必要がある)。

そこで、本稿では、図表 1 のうち「2. その他国際基準に合わせた規制の見直し」(後記 (4) (5) (6) 参照)に係る見直し(案)の説明については、WG 報告の記述を主要な根拠とする。

(3) 規制の実効性確保

見直し(案)では、大口信用供与等規制の潜脱を防止するための規定が設けられている(銀行法改正法案 13 条 5 項、同 52 条の 22 第 4 項参照)。

具体的には、潜脱として名義分割や迂回融資等が行われた場合、実質的な信用供与等の先を信用供与等の先として大口信用供与等規制を適用する旨が提案されている(p. 8 参照)。

(4) 信用供与等の範囲

① コミットメントラインの融資未実行残高分

我が国の現行規制では、コミットメントライン（特定融資枠契約）⁵は大口信用供与等規制の対象とされていない（p. 11 参照）。

しかし、WG 報告は、原則としてこれを大口信用供与等規制の対象とすべき旨提案している。

理由としては、コミットメントラインの融資未実行残高分が「顧客の請求に応じ融資を行うことが銀行等に義務付けられており、既に信用を供与しているものともみなし得ること」（WG 報告）や、「大口信用供与等規制は保守的であることが求められていること」（WG 報告）を挙げている。

もっとも、主要国の例を踏まえ、一定のもの、例えば「任意の時期に無条件で取消可能、又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消可能なもの（当該コミットメントラインの融資未実行残高分が規制上の与信上限を超えないものに限る）」（WG 報告）については、現状どおり適用除外にすべきとしている。

② インターバンク取引（コールローン等）、金融機関預け金（預金）

我が国の現行規制では、インターバンク取引や金融機関預け金は大口信用供与等規制の対象とされていない（p. 11 参照）。

しかし、WG 報告は、原則としてこれらを大口信用供与等規制の対象とすべき旨提案している。

理由としては、「仮に借り手や預け先の金融機関が破綻した場合には、貸し手や預け元の銀行等に損失が発生し、健全性を損ねる事態も想定される」（WG 報告）点を挙げている。

もっとも、「一方で、リスク特性や取引実態などを勘案する必要もある」（WG 報告）ことから、例えば次のようなインターバンク取引や金融機関預け金については、（現状どおり）適用除外にすべきとしている（銀行法改正法案 13 条 3 項 2 号参照）。

【適用除外とすべきインターバンク取引や金融機関預け金（例示）】

- 資金決済等に係る短期エクスポージャー（※1）
- 一定の条件を満たすグループ内金融機関間の取引（※2）
- 協同組織金融機関による中央機関（連合会）への預け金
- 短資会社への直接の信用供与となる有担保コール
- 日本銀行等に対する信用供与

⁵ 顧客と銀行が予め契約した期間・融資枠の範囲内で、顧客の請求に基づき、銀行が融資を実行することを約束（コミット）する契約をいう。

● 銀行持株会社が子銀行の自己資本充実のために行う信用供与（劣後ローン）

(※1) 「短期」の具体的な内容については、WG 報告は、「日中エクスポージャーは含まれると考えられるが、オーバーナイトやそれ以上の期間まで含めるかどうかについては、今後、当局において実務的な検討を行っていく必要がある」としている。

(※2) 「一定の条件」の具体的な内容についても、WG 報告は、「今後、実務的な検討を行っていく必要がある」としている。
(出所) WG 報告より作成

③ デリバティブ取引に係る信用リスク相当額

我が国の現行規制では、デリバティブ取引に係る信用リスク相当額は、技術的な問題から、経過措置として、当分の間、大口信用供与等規制の対象から除外されている（p. 11 参照）。

しかし、WG 報告は、「主要国と同様、デリバティブ取引の信用リスク相当額について、自己資本比率規制におけるリスクアセット算出と同様の手法で計測した額を規制対象とすることが適当である」としている。

④ 公募社債

我が国の現行規制では、公募社債は、転売による信用リスクの回避が容易であるという観点から、経過措置として、当分の間、大口信用供与等規制の対象から除外されている（p. 11 参照）。

しかし、WG 報告は、これを大口信用供与等規制の対象とすべき旨提案している。

理由としては、「株式は上場の有無を問わず規制対象とされていることや、社債発行会社の破綻前に転売によってリスクを回避することは現実には難しいと考えられること」（WG 報告）を挙げている。

⑤ トレーディング勘定の信用供与等

我が国では、トレーディング勘定の（ペーパーレス）CP は、「時価会計のもとで厳格なリスク管理が行われており、長期保有の蓋然性が低い」（WG 第 8 回「事務局説明資料 資料 2」）という観点から、経過措置として、当分の間、大口信用供与等規制の対象から除外されている（p. 11 参照）。

また、貸借対照表の商品有価証券勘定に計上されるトレーディング目的の有価証券は大口信用供与等規制の対象とされていない（p. 12 の付属図表 1 参照）。

しかし、WG 報告は、これらを大口信用供与等規制の対象とすべき旨提案している。

理由としては、「諸外国においては、原則、トレーディング勘定についても規制対象としており、社債と同様、保有目的を問わず破綻のリスクはあること」（WG 報告）を挙げている。

⑥ その他

前記①から⑤以外の信用供与等についても、WG 報告は、「国際的には、信用供与等の対象を広く捉えるべきとされている一方で、我が国は銀行等の勘定科目毎に対象となる信用供与等を規定してきたところであり、上記の他にも規制対象とすべき信用供与等がないか、当局において実務的に検証する必要がある」としている。

(5) 信用供与等の限度額（自己資本の額に対する割合）

我が国の現行規制では、受信側がグループの場合、信用供与等の限度額（自己資本の額に対する割合）は「40%」となっている（p. 14 参照）。

IMFのFSAPレポート（p. 2 参照）では、これが国際的な標準である「25%」よりも高いとの評価・勧告がなされている⁶。

そこで、WG 報告は、これを国際的な標準である「25%」に引き下げるべき旨提案している。

なお、WG の事務局の認識（2012 年 6 月 25 日時点）によると、「基本的には、仮に 25% だとしても、それをすぐに超えそうな金融機関があるとは承知しておりません。総じて金融機関が遵守できるような状況ではないかと思われます。」（WG 第 2 回議事録）ということである。

(6) 受信側グループの合算範囲

我が国の現行規制では、受信側グループの合算範囲、すなわち「同一人」の範囲は、「商法（平成 10 年当時）上の親子関係（議決権 50% 超）に基づき、株式、出資による支配権を伴う資本関係があるものの集合体とされている」（WG 報告）。

具体的には、受信者（同一人自身）及びその議決権 50% 超の支配関係にある子会社、親会社、親会社の子会社（兄弟会社）等が含まれる（p. 15 参照）。

しかし、WG 報告は、「同一人」の範囲について、主要国の例を踏まえ、「連結財務諸表の作成が義務付けられている大会社や有価証券報告書提出会社にあつては、議決権 50% 超の子会社に加え、実質支配力基準に基づく子会社（議決権 40% 以上 + 意思決定機関等の支配）や関連会社にまで拡大」すべき旨提案している。

また、資本関係はないが、会社を介在させることにより大口信用供与等規制を潜脱されることも考えられることから、前述（p. 5 参照）のように、見直し（案）では、大口信用供与等規制の潜脱を防止するための規定が設けられている（銀行法改正法案 13 条 5 項、同 52 条の 22 第 4 項参照）。具体的には、潜脱として名義分割や迂回融資等が行われた場合、実質的な信用供与等の先を信用供与等の先として大口信用供与等規制を適用する旨が提案されている。

⁶ IMFウェブサイト参照 (<http://www.imf.org/external/pubs/cat/longres.aspx?sk=26137.0>)

3. 施行スケジュール

大口信用供与等規制の見直し（案）のうち、潜脱防止部分（規制の実効性確保）については、法律の公布の日から 20 日を経過した日から施行される予定である。

それ以外の部分については、法律の公布の日から 1 年 6 ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される予定である。

本文終了

【付属資料】 現行の大口信用供与等規制の概要

(1) 目的

我が国では、銀行等に対して、「同一人」に対する貸出等の信用供与等が銀行等の自己資本の一定割合を超えることを禁止している（いわゆる大口信用供与等規制）。

その目的は、以下の二点とされている。

【我が国における大口信用供与等規制の目的】

- 銀行等の資産の危険分散
- 銀行等の信用の広く適切な配分

(出所) WG 第 2 回「事務局説明資料」より作成

(2) 信用供与等の範囲

① 大枠

我が国では、大口信用供与等規制の対象となる「信用供与等」の範囲は、以下のとおりであり、法令で限定列挙されている。

【「信用供与等」の範囲】

- 貸出金（資金の貸付け又は手形の割引のうち貸借対照表の貸出金勘定に計上されるもの）
- 債務保証（貸借対照表の支払承諾見返勘定に計上されるもの）
- 出資（貸借対照表の有価証券勘定に株式又は出資として計上されるもの）（※1）
- 社債（貸借対照表の有価証券勘定に社債として計上されるもの）（※2）
- CP（貸借対照表の買入金銭債権勘定又はトレーディング勘定に約束手形として計上されるもの）（※2）
- ペーパーレス CP（貸借対照表のトレーディング勘定に短期社債等として計上されるもの）（※2）
- デリバティブ取引に係る信用リスク相当額（※2）
- リース投資資産（※3）（貸借対照表のリース投資資産勘定に計上されるもの）

(※1) 銀行持株会社が「同一人」に対して行う出資については、「信用供与等」の範囲から除外されている点に留意されたい（銀行法施行規則 34 条の 15 第 3 項参照）。

(※2) 経過措置（p. 11③参照）に留意されたい。

(※3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引で貸手側に生じる資産をいう。

(出所) 銀行法 13 条 1 項、銀行法施行令 4 条 4 項、銀行法施行規則 14 条より作成

② 適用除外

「信用供与等」のうち、国債、地方債、政府保証債等については、大口信用供与等規制の適用対象から除外されている（銀行法 13 条 3 項、同 52 条の 22 第 2 項、銀行法施行令 4 条 11 項、同 16 条の 2 の 3 第 6 項参照）。

③ 経過措置による適用除外

現行の大口信用供与等規制は 1998 年の金融システム改革法による銀行法等の改正により制定されている。以下の「信用供与等」については、制定当初からの経過措置として、「当分の間」、大口信用供与等規制の対象から除外されている。

【経過措置で「当分の間」適用対象から除外されている「信用供与等」】

- 公募社債
- トレーディング勘定の（ペーパーレス）CP
- デリバティブ取引に係る信用リスク相当額

（出所）銀行法施行規則附則（平成十年十一月二十四日総理府・大蔵省令第三十九号）2 条 2 項より作成

公募社債については、転売による信用リスクの回避が容易であるという観点から、経過措置として、当分の間、大口信用供与等規制の対象から除外されている。

トレーディング勘定の（ペーパーレス）CP については、「時価会計のもとで厳格なリスク管理が行われており、長期保有の蓋然性が低い」（WG 第 8 回「事務局説明資料 資料 2」）という観点から、経過措置として、当分の間、大口信用供与等規制の対象から除外されている。

デリバティブ取引に係る信用リスク相当額については、技術的な問題から、経過措置として、当分の間、大口信用供与等規制の対象から除外されている。

④ 規制対象外

次に掲げるものについては、「信用供与等」に含まれず、大口信用供与等規制の適用対象とならない。

【規制対象外】

- コミットメントラインの融資未実行残高分
- インターバンク取引（コールローン等）
- 金融機関預け金（預金）

（出所）WG 第 2 回「事務局説明資料」より作成

コミットメントラインの融資未実行残高が規制対象外とされているのは、現行の大口信用供与等規制は1998年の金融システム改革法による銀行法等の改正により制定された一方で、コミットメントラインに係る手数料について利息制限法及び出資法の特例を定める「特定融資枠契約に関する法律」（1999年）は、その後に制定されたため、とされている。

インターバンク取引や金融機関預け金が規制対象外とされているのは、これらを規制対象とした場合、金融機関の資金繰りに悪影響を与え、資金不足に陥っている金融機関の経営の健全性をかえって阻害する事態も生じ得るため、とされている。

⑤ 大口信用供与等規制の対象となる資産の概観

前記①から④を総合的に勘案し、銀行等の貸借対照表の資産の部のうち大口信用供与等規制の対象となる資産を概観すると、付属図表1のようになる（色付き部分が対象（色の薄い項目は、一部のもののみが該当））。

付属図表1 大口信用供与等規制の対象となる資産

(資産の部)	
現金預け金	
コールローン	
買現先勘定	
債券貸借取引支払保証金	
買入手形	
買入金銭債権 (※1)	
特定取引(トレーディング取引)資産	
商品有価証券	
商品有価証券派生商品	
特定取引有価証券	
特定取引有価証券派生商品	
特定金融派生商品	
その他の特定取引資産 (※2)	
金銭の信託	
有価証券	
国債	
地方債	
短期社債	
社債 (※3)	
株式	
その他の証券 (※4)	
貸出金	
割引手形	
手形貸付	
証書貸付	
当座貸越	
外国為替	
その他資産	
未決済為替貸	
前払費用	
未収収益	
先物取引差入証拠金	
先物取引差金勘定	
保管有価証券等	
金融派生商品	
社債発行費	
リース投資資産	
その他の資産	
有形固定資産	
無形固定資産	
繰延税金資産	
再評価に係る繰延税金資産	
支払承諾見返	
貸倒引当金 (▲)	

- (※1) 買入金銭債権のうち約束手形（CP）として計上されるもののみが対象。
 (※2) その他の特定取引資産のうち約束手形（CP）又は短期社債等（ペーパーレス CP）として計上されるもののみが対象。
 もっとも、現在は経過措置により適用対象から除外。
 (※3) 社債のうち私募に該当するもののみが対象（公募社債は経過措置により適用対象から除外）。
 (※4) その他の証券のうち出資に該当するもののみが対象。
 (出所) WG 第 2 回「事務局説明資料」より作成

(3) 信用供与等の額

大口信用供与等規制の対象となる「信用供与等」の額は、オンバランス取引の場合、貸借対照表計上額から、次に掲げる額の合計額を控除して計算する（銀行法施行規則 14 条の 2 第 1 項、同 14 条の 5、同 34 条の 15 参照）。

【信用供与等の額 = 貸借対照表計上額 - 次に掲げる額の合計額】

- ▶ 貸出金に係る次に掲げる額の合計額
 - 銀行等に対する預金等に係る債権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額
 - 国債又は地方債を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額
 - 輸出代金保険の保険金請求権を担保とする貸出金（※1）の額のうち当該担保の額又は海外事業資金貸付保険の付された貸出金（※2）の額のうち当該保険金額
 - 貨物の輸入者に対する当該貨物の代金（※3）の決済に係る本邦通貨による貸付金（※4）の額
 - 信用保証協会が債務の保証をした貸出金であって株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金額
- ▶ 債務の保証に係る次に掲げる額の合計額
 - （法律の定めるところにより、）予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の業務の代理に付随してされる債務の保証の額
 - 銀行その他の金融機関が支払人となっている手形の引受け又は裏書きの額
 - 国税又は地方税の徴収猶予又は延納の担保等についてする保証の額
 - 輸入取引に伴ってされる保証又は手形の引受けの額
 - 海外事業資金貸付保険の付されている保証（※2）の額のうち当該保険金額
- ▶ 株式又は出資が「その他有価証券」（※5）であって、貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差額
- ▶ 私募社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額（※6）
- ▶ 社債（※7）及び（ペーパーレス）CP（※8）に係る次に掲げる額の合計額

- 銀行等に対する預金等に係る債権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額
- 国債又は地方債を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額

(※1) 貿易保険法 30 条 2 項参照

(※2) 貿易保険法 54 条 2 項参照

(※3) 当該貨物に係る運賃又は保険料を含む。

(※4) 当該貨物に係る船積書類到着後 6 ヶ月以内に返済期限が到来するものに限る。

(※5) 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下、「財務諸表等規則」) 8 条 22 項参照

(※6) 株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金相当額に限る。

(※7) 公募社債については、経過措置により、当分の間、対象から除外されている (p. 11 参照)。

(※8) トレーディング勘定の(ペーパーレス) CP については、当分の間、対象から除外されている (p. 11 参照)。

(出所) 銀行法施行規則 14 条の 2 第 1 項より作成

与信側が銀行グループ又は銀行持株会社(又はその子会社等)の場合の「信用供与等」の額は、前記(p. 13)に掲げる額の合計額に加えて、当該銀行グループ又は銀行持株会社の子会社等のする資金の貸付け(p. 10 参照)の額のうち、当該子会社等の親会社(銀行・銀行持株会社)又は他の子会社等が保証している額もまた、貸借対照表計上額からの控除対象となる(銀行法施行規則 14 条の 5 第 3 項、同 34 条の 15 第 4 項参照)。

なお、オフバランス取引については、対象とされていないため定めがない。

(4) 信用供与等の限度額(自己資本の額に対する割合)

銀行等における「同一人」に対する信用供与等の限度額(自己資本の額に対する割合)は、付属図表 2 のとおりである(銀行法施行令 4 条 6 項・9 項、同 16 条の 2 の 3 第 4 項参照)。

付属図表 2 信用供与等の限度額(自己資本の額に対する割合)

		受信側		銀行主要株主(※)	
		単体	グループ	単体	グループ
与信側	銀行(単体)	25%	40%	15%	25%
	銀行(グループ)	25%	40%	15%	25%
	銀行持株会社(又はその子会社等)	25%	40%		

(※) 受信側が「銀行主要株主」のケースを指す。ここでいう「銀行主要株主」とは、与信側の銀行の主要株主基準値(総株主の議決権の 20%(財務諸表等規則 8 条 6 項 2 号の要件を満たす場合は 15%))以上の議決権の保有者をいう(銀行法 2 条 10 項参照)。

(出所) WG 第 1 回「事務局説明資料」より作成

信用供与等の限度額の基準となる「自己資本の額」は、国際統一基準行⁷と国内基準行⁸でその内容を異にする。

国際統一基準行における「自己資本の額」は、(連結)普通株式等 Tier1 資本の額、(連結)

⁷ 海外営業拠点を有する銀行の自己資本比率基準(国際統一基準)により自己資本比率を算出する銀行をいう。

⁸ 海外営業拠点を有しない銀行の自己資本比率基準(国内基準)により自己資本比率を算出する銀行をいう。

その他Tier1 資本の額及び（連結）Tier2 資本の額の合計額である⁹。銀行等に関連会社（持分法適用会社）がある場合、関連会社の単独の自己資本をそのまま加算する。（連結）普通株式等Tier1 資本の額及び（連結）Tier2 資本の額の算定にあたっては、その他有価証券評価差額金の額が正の値である場合の当該額及び繰延ヘッジ損益（ヘッジ対象がその他有価証券であるものに限る）の額の合計額が正の値である場合の当該合計額を含めない¹⁰。

国内基準行における「自己資本の額」は、（連結）Tier1 資本（基本的項目）の額及び（連結）Tier2 資本（補完的項目）の額の合計額である¹¹。銀行等に関連会社（持分法適用会社）がある場合、関連会社の単独の自己資本をそのまま加算する¹²。

(5) 与信側・受信側グループの合算範囲

① 与信側グループの合算範囲

与信側グループ（付属図表3参照）の合算範囲、すなわち「銀行等」の範囲には、与信者（銀行・銀行持株会社）及びその連結子会社、関連会社（持分法適用会社）が含まれる（銀行法13条2項、同52条の22第1項、銀行法施行規則14条の4、同34条の15第1項参照）。

② 受信側グループの合算範囲

受信側グループ（付属図表3参照）の合算範囲、すなわち「同一人」の範囲には、受信者（同一人自身）及びその議決権50%超の支配関係にある子会社、親会社、親会社の子会社（兄弟会社）等が含まれる（銀行法13条1項、同52条の22第1項、銀行法施行令4条1項、同16条の2の3第1項参照）。

もともと、グループ内の資金配分の効率性に配慮する観点から、受信者（同一人自身）が、与信者（銀行・銀行持株会社）の子会社¹³、与信者（銀行）を子会社とする銀行持株会社又は当該銀行持株会社の子会社（与信者である銀行の兄弟会社）である場合は、受信者（同一人自身）

⁹ 詳細については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「パーゼルⅢ告示① 普通株式等Tier1比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013年1月25日]
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006730.html

◆ 「パーゼルⅢ告示② Tier1比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013年1月25日]
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006731.html

◆ 「パーゼルⅢ告示③ 総自己資本比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013年1月25日]
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006732.html

¹⁰ 「銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件」（以下、「単体調整告示」）1条及び「銀行法施行規則第十四条の五第四項及び第三十四条の十五第五項の規定に基づき銀行法第十四条の二第二号及び第五十二条の二十五に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件」（以下、「連結調整告示」）1条参照

¹¹ 詳細については、以下の大和総研レポートの図表2・3（p.5・6）の「現行告示」の欄を参照されたい。

◆ 「パーゼルⅢ、国内基準行版公表＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013年5月24日]
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130524_007209.html

¹² 単体調整告示2条及び連結調整告示2条参照

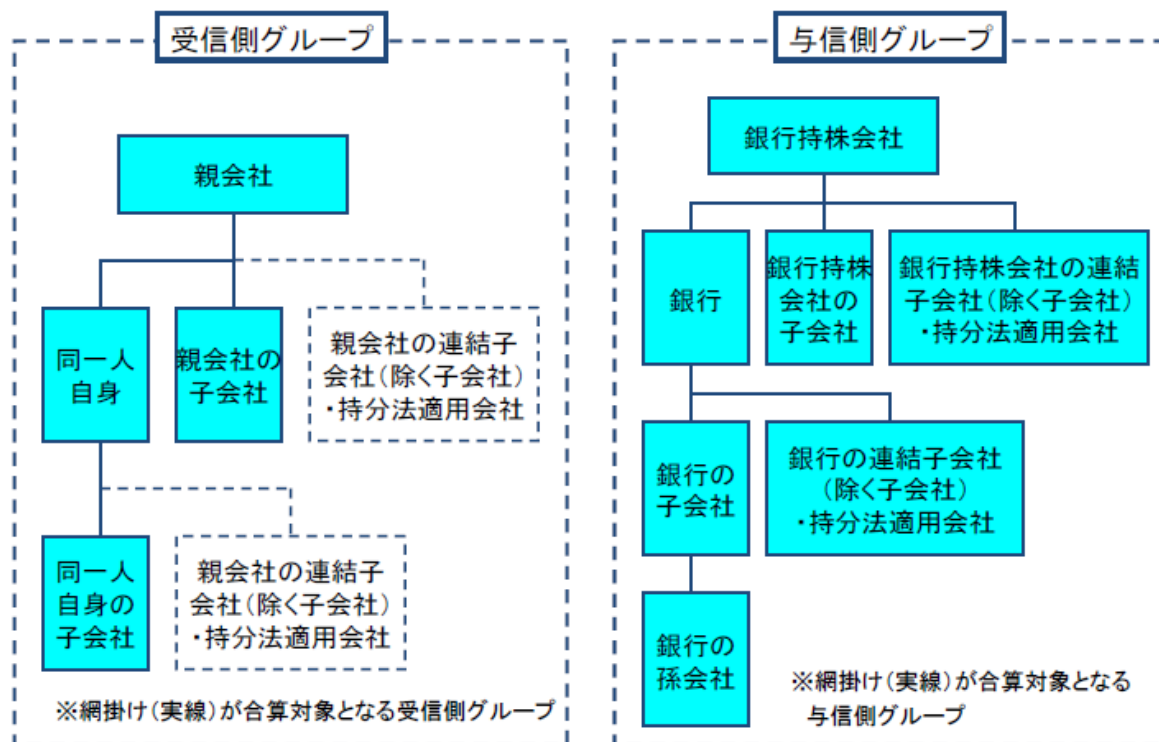
¹³ 議決権50%超の会社をいい、実質支配力基準に基づく連結子会社（議決権50%超の子会社を除く）や関連会社（持分法適用会社）はこれに含まれない。

に対する規制のみとされている（受信側グループの合算規制は課されない）点に留意されたい（銀行法施行令4条1項、同16条の2の3第1項参照）。

③ 合算範囲の概観

受信側・与信側グループの合算範囲の概観は、付属図表3のとおりである。

付属図表3 与信側・受信側グループの合算範囲



(注1) 受信側グループの「同一人自身」は受信者を、「親会社の子会社」は（同一人自身の）兄弟会社を指す（p.15参照）。

(注2) 受信者（同一人自身）が、与信者（銀行・銀行持株会社）の子会社、与信者（銀行）を子会社とする銀行持株会社又は当該銀行持株会社の子会社（与信者である銀行の兄弟会社）である場合は、受信者（同一人自身）に対する規制のみとされている（受信側グループの合算規制は課されない）（p.15参照）。

(出所) WG 第1回「事務局説明資料」

(6) やむを得ない理由による適用除外

大口信用供与等規制は、やむを得ない理由があるとして内閣総理大臣の承認を受けた場合は、適用されない（銀行法13条1項・2項、同52条の22第1項参照）。

「やむを得ない理由」としては、次のような事項が挙げられている。

【やむを得ない理由】

- 受信側が合併をし、共同新設分割（※1）若しくは吸収分割をし、又は事業を譲り受けたことにより銀行等の「同一人」に対する信用供与等の額が限度額を超えることとなる場合
- 受信側の事業（一般電気事業を除く）の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合に

において、銀行等が当該受信側に対して信用供与等の限度額を超えて与信をしないこととすれば、当該受信側の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること

- 一般電気事業を行っている受信側に対して、銀行等が信用供与等の限度額を超えて与信をしないこととすれば、当該受信側の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること
- 受信側に合算対象者が新たに加わることにより、銀行の「同一人」に対する信用の供与等の額が限度額を超えることとなること
- 銀行等が預金保険法上の破綻金融機関を救済するために合併等を行うこと
- 銀行等の資本金の減少により一時的に自己資本の額が減少すること（※2）

（※1）二以上の株式会社又は合同会社が共同してする新設分割をいう。

（※2）増資等により信用供与等の限度額を超えることとなる状態が速やかに解消される場合に限る。

（出所）銀行法施行令4条7項・10項、同16条の2の3第5項、銀行法施行規則14条の3、同14条の6より作成

以上